

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

1 改正の趣旨

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行った。

2 改正の内容

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた条例改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定（改正前の条例第 2 条第 2 項）

管理について、努力義務から義務に改正

イ 管理義務のある者の追加（改正前の条例第 2 条第 2 項）

「表示者」、「設置者」及び「管理者」の 3 者に、「所有者」と「占有者」の 2 者を追加

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定（改正前は条文なし）

規則で定めるものを除き、点検の義務の規定を追加

イ 点検報告書の提出の規定（改正前は現行条文なし）

許可又は更新の際の点検結果の報告義務の規定を追加

ウ 点検者の資格要件の強化（改正前は現行条文なし）

屋外広告士及びその他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者とする規定を追加

⇒施行規則にその資格を規定

（条例で規定）屋外広告士

（規則で規定）屋外広告物点検技能講習修了者

「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者（1 級）

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大（条例第 15 条）

許可が不要な広告物の設置者等を追加

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化 等

3 経過措置期間について

(1) 公布日

- ・令和6年12月24日

(2) 施行日

- ・点検者の資格規定を除く規定については、経過措置を1年とし、令和8年1月1日
- ・点検者の資格に係る規定については、経過措置を2年3か月とし、令和9年4月1日